

**第5章 地域福祉活動計画
(地区別活動計画)**

3. 活動計画の具体的な展開(地区別活動計画)

地域福祉活動は、地域の特色をいかし、それぞれの地域単位で福祉活動に取り組むことが大切です。本市では、概ね小学校区（旧町村）を単位として、10の区域を定め「地域福祉活動推進の単位」とし、地域の実態をふまえた地区別活動計画を策定しました。

この地区別活動計画は、より身近な地域で、きめ細かな福祉サービスが提供されるよう、住民主体の活動など、小地域での地域福祉の推進体制を取りまとめたものです。身の回りの生活課題や解決策について、ヒアリング調査や住民座談会において、住民が主体的に話し合い検討した内容をふまえ、今後5年間かけて地区単位で取り組む内容を具体的に表しました。

この「地区別活動計画」は、地区社会福祉協議会やその他関係団体が主体となって地域住民がお互いに協力し取り組みます。

